

2024年4月1日

## 吸収分割にかかる事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号  
並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都中央区銀座三丁目2番17号  
東映株式会社  
代表取締役 吉村 文雄

東京都中央区築地一丁目12番22号  
東映ビデオ株式会社  
代表取締役 金子 保之

東映株式会社（以下、「東映」といいます。）及び東映ビデオ株式会社（以下、「東映ビデオ」といいます。）は、2024年1月22日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、東映ビデオを吸収分割承継会社、東映を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する、会社法791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 記

- 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
本件吸収分割が効力を生じた日は、2024年4月1日です。
- 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - 吸収分割をやめることの請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）  
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
  - 反対株主の株式買取請求の経過（会社法第785条）  
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
  - 新株予約権買取請求の経過（会社法第787条）  
吸収分割会社である東映は、新株予約権の発行を行っておりませんので、該当事項はありません。
  - 債権者保護手続の経過（会社法第789条）  
東映は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月5日

付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
  - (1) 吸収分割をやめることの請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）

東映ビデオに対して吸収分割をやめることの請求権を行使した株主はありませんでした。
  - (2) 反対株主の株式買取請求の経過（会社法第 797 条）

東映ビデオは、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2024 年 1 月 22 日付けにてその株主に対して通知を行いましたが、株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。
  - (3) 債権者保護手続の経過（会社法第 799 条）

東映ビデオは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 5 日付の官報及び日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

東映ビデオは、本件吸収分割の効力発生日をもって、東映より本件吸収分割契約に定めるパッケージ事業に関する権利義務を承継しました。東映ビデオが東映から承継した資産及び負債の額は、共に 3,343 百万円（概算値）です。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件分割に係る変更登記申請は、2024 年 4 月 1 日に行いました。
6. 前記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
  - (1) 東映ビデオは、本件吸収分割に際して、東映に対し、本件吸収分割の対価として株式 642 株を交付いたしました。
  - (2) 本件吸収分割に伴う、東映ビデオの資本金並びに資本準備金の額の増減はありません。

以上